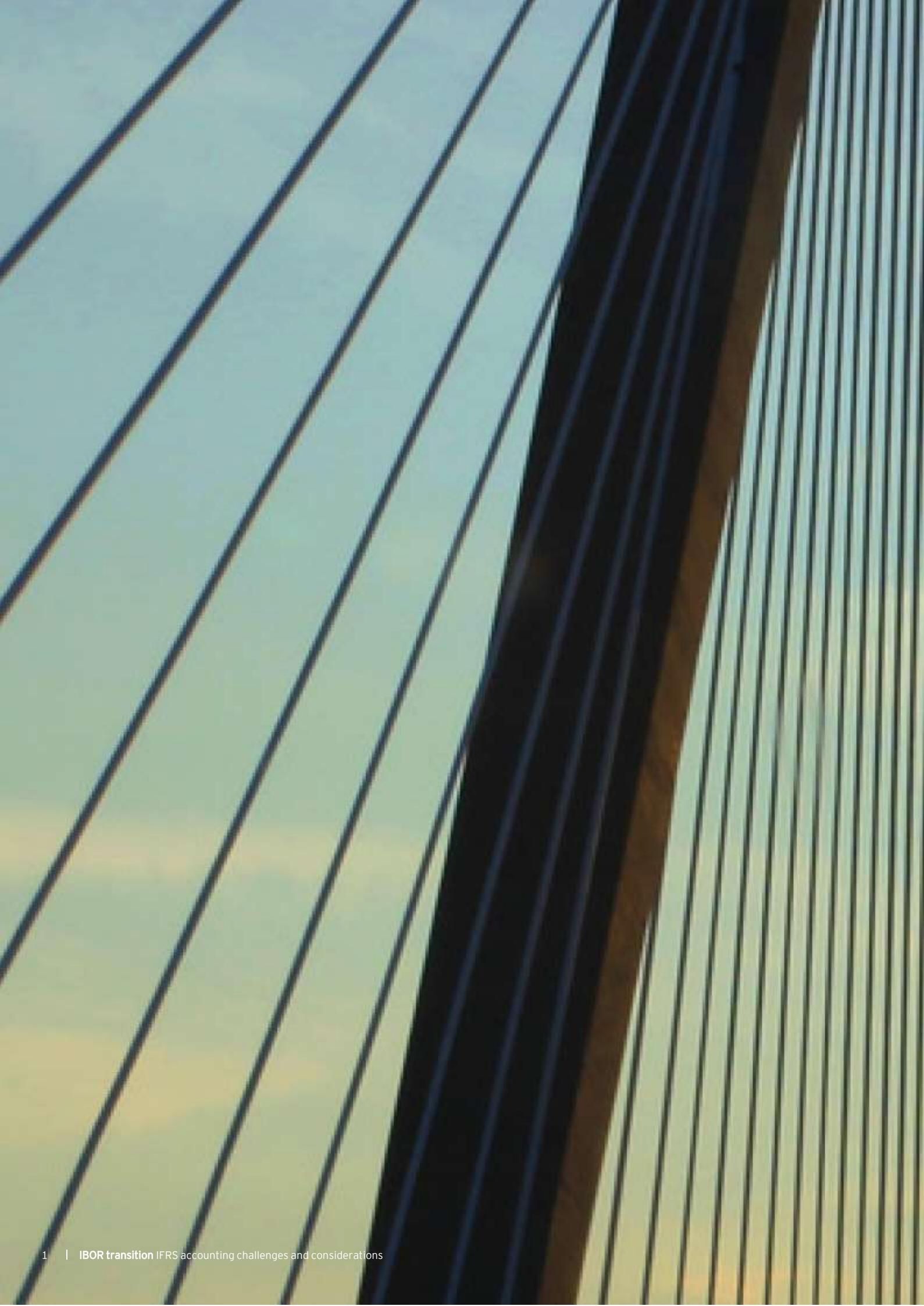


IBORからの移行

IFRS 会計上の論点



はじめに

銀行間調達金利指標(IBOR)からリスクフリーレート(RFR)への移行は、業種、国や地域に関係なく多くの問題と課題を抱える。特に留意が必要な重要な領域は財務会計と報告であり、その中でも最も重要なものはヘッジ会計への影響である。国際会計基準審議会は、2018年6月20日の会議にて「IBOR改革が早急に必要であると指摘し、基準設定アジェンダにこの論点を追加した」*。このプロジェクトでの確認及び指摘事項は今後のIASB会議で議論されるが、会計基準の変更につながる可能性もある。

世界の規制当局は、銀行間ホールセール資金調達市場の取引の縮小、RFRがより適切となるデリバティブ市場におけるIBORの広範な利用、IBORの提出における専門家の判断の必要性、さらには潜在的な不正行為のリスクを背景に、IBORからRFRへの移行を推奨している。現在、金融市場は、IBOR基準金利(ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)やユーロ銀行間取引金利(EURIBOR))から代替的なRFRへの移行により生じる不確実な環境を適切な方向に誘導しようとしている。

総額何兆ドルにも及ぶ金融商品がIBORを基準金利として参照している。IBORから代替的なRFRへの移行は、複数の金融市場の幅広い種類の商品に影響を及ぼすであろう。この移行が実務上意味するものは、現在IBORを参照する取引だけでなく、新規の取引(店頭(OTC)デリバティブ、上場デリバティブ(ETDs)、証券化商品、ローン、債券及び住宅担保ローンを含む)多くの場合、新しいRFRを参照しなければならないということである。

これは、直接的にはIBOR基準金利を参照していなくてもIBORを1つのインプットとして用いて評価される取引にも該当する(たとえば、割引キャッシュ・フローは代替的なRFRベンチマークを使用して評価することが必要になるであろう)。

英国の金融行為規制機構(FCA)は、2021年以降に銀行はLIBORの建値を提出することを求められなくなり、その提出は任意になると説明している。代替的なベンチマークとして使用するためのRFRを識別するため、RFRワーキング・グループ(WG)を創設している国や地域もある。米国、英国、日本及びスイスではRFRの設定に一定の進捗が見られるものの、世界的に最終結果がどのようになるのかは、今なお不透明である。

特にデリバティブを中心に一定の種類の取引は代替的なRFRを参照するようになっており、IBORの基準金利としての使用及びその流動性は減少することが予想され、目的適合性及び適用可能性はさらに低下する。

しかし、契約条件の変更は、一定の種類の取引について、運用面及び法律面で多大な課題を生じさせる可能性があり、少なくとも短期的にはIBORを段階的であってもすべて廃止することは困難である。

本稿の後半では、IBOR使用の最終期限を2021年としているが、終了又は段階的な廃止の実際の時間軸は国や地域で異なる。

* 2018年6月 IASB update

この移行が企業に意味するもの

IBORからの移行により、銀行だけでなく大半の企業が何らかの影響を受けることは明らかである。最終的にどうになるのか、移行の時期がいつになるのかは不透明であるとしても、IBORを金利として参照しているローン、デリバティブ、債券及び商品を有している企業は影響を受ける可能性が高い。また、運用上の変更も必要であり、組織内の多くの領域に影響を及ぼすだろう。金融サービス業については、販売及び売買、財務、リスク管理、法務及び営業などの活動が影響を受け、大半の企業で会計処理及び財務報告機能に影響が生じると考えられる。

以下で詳しく解説するように、ヘッジ会計だけでなく、評価に関しても、特定の会計上の課題が存在する。これらの活動を取り巻くシステム、プロセス及び統制にも影響が生じるが、本稿はそれらについては取り上げていない。

会計上の課題

ヘッジ会計 - 緊急課題

IBORから移行する前に対処しておく必要のある2つの重要な論点がある。キャッシュ・フロー・ヘッジとヘッジ文書の変更である。

1. キャッシュ・フロー・ヘッジ

2021年以降もヘッジ指定されたキャッシュ・フローが発生する可能性は依然として高いのか？高くないのであればヘッジ会計を終了する必要がある。キャッシュ・フローが発生する可能性がないのであれば、現在キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べている金額を即座に純損益に認識する必要がある。

2021年以降も変動キャッシュ・フローが依然として存在する場合、将来の変動キャッシュ・フローが翌日物RFR、タームRFRもしくはIBORのどれを参照すべきかは、現段階では不透明である。国際会計基準(IAS)第39号第88項は、ヘッジ会計を達成するための5つの要件を定めている。以下がその要約である。

- a. ヘッジ関係の正式な指定が存在しなければならない。これには、「ヘッジ手段、ヘッジ対象又は取引の識別、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ手段の有効性の判定方法」を含む。
- b. ヘッジは非常に有効であることが見込まれ、ヘッジ文書に定められる方法と整合的である。
- c. キャッシュ・フロー・ヘッジについては、予定取引はその発生可能性が非常に高くなければならない。
- d. 有効性は信頼性をもって測定できる。
- e. ヘッジは非常に有効であることを示すために定期的に評価されている。



ヘッジの対象となる変動キャッシュ・フローが発生する可能性が非常に高い限り、キャッシュ・フロー・ヘッジは今までどおり適用される可能性が高い。

IFRS第9号第6.4.3項(b)はIAS第39号第88項(a)と実質的に同じであり、IFRS第9号第6.3.2項と第6.3.3項はIAS第39号第88項(c)と(d)と同じである。IAS第39号第88項(b)と(e)のみが廃止され、「ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係が存在する」とはるかに緩やかなIFRS第9号第6.4.3項の規定に置き換わる。

たとえば現在のヘッジ指定が3ヵ月物LIBORに関するものである場合、3ヵ月物LIBORがRFRに切り替えられると、ヘッジ指定されたキャッシュ・フローの発生の可能性が非常に高く、またヘッジの有効性が信頼性をもって測定されるとの主張もできなくなるため、既存のヘッジ指定と同じようにヘッジ会計を適用することはできなくなる可能性がある。したがって、現段階で既存のヘッジ関係が、ヘッジ会計の要件を満たすかどうか判断することは困難である。

IFRS*報告企業は現段階ではこのアプローチを採用していない。2021年以降のキャッシュ・フローに関するデリバティブ市場では、依然としてIBORが支配的であり、流動性は非常に高い。IBORは、今後何年にもわたり多くの変動金利商品の参照金利となることが予想される。さらに、RFRに基づく金利の最良見積は、現時点ではIBORを基準とした金利に相当するものであると市場では考えられている。

ヘッジ対象となる変動キャッシュ・フローが発生する可能性が非常に高いかぎり、キャッシュ・フロー・ヘッジは今までどおり適用される可能性は高い。IBORリスクのヘッジの有効性を、信頼性をもって測定し、ヘッジは非常に有効であるとみなすことができると考えられる。

他方、キャッシュ・フローの発生が見込まれ、ヘッジ会計が引き続き適用されるかぎり、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をその他の包括利益(OCI)に振替調整する必要はない。

ここでより大きな懸念は、将来のある時点で(切り替えられる前の)IBORがもはや金利市場の主たる基準ではなくなることである。よって、将来の変動金利キャッシュ・フローはIBORベースのキャッシュ・フローに相当するといふことも主張できなくなり、IBOR参照デリバティブの流動性の高い市場は消滅することになる。

仮にIASBが2021年以降の変動キャッシュ・フローについて、もはやIAS第39号(及びIFRS第9号)の既存の規定に基づくヘッジ会計を適用することは可能ではないと結論付けるとしても、両基準が改訂され、当該ケースについては今までどおりヘッジ会計が認められることであることを期待する。

当該改定は、2013年のヘッジ手段として指定されたデリバティブの中央清算機関へのノベーション(更改)に関するIAS第39号(及びIFRS第9号)の限定範囲での改訂と異なるものではない。なお、IASBはデュー・プロセスを踏む必要があり、ほぼ1年はかかるという点に留意すべきである。



2. ヘッジ文書化の変更

ヘッジ指定される基準金利の変更を見越してヘッジ文書を変更した場合、ヘッジ関係の指定又は再指定に該当するのか？

企業は、IBORが廃止され新しいベンチマークが採用されることを見越して、ヘッジ文書を改訂する可能性がある。ここで重要な問題となるのが、文書化されたヘッジされるリスクの改訂により、当初のヘッジ関係の指定の中止及び新たなヘッジ関係の指定が生じるか否かである。ヘッジ指定の中止及び再指定がなされる場合、新たなヘッジ関係では、公正価値がゼロではないデリバティブが含まれ、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて潜在的に重大な新たなヘッジの非有効性の要因がもたらされることが考えられる。

これは、IASBがリサーチ・プロジェクトの一環で検討することを我々が期待する領域である。その場合、基準の改訂が必要になる場合もある。

その他のヘッジ会計上の論点

次に課題になるのが、ヘッジ対象とヘッジ手段の参照金利が同時に移行せず、両者にミスマッチが生じる場合である。このミスマッチは、是正されるまでヘッジの非有効性の不可避な要因となる。

また、新しいRFRは翌日物金利になるが、借手など変動金利現物商品の利用者が翌日物基準金利への移行に向けてどの程度準備をする必要があるのか、また、利用者はどの程度ターム物基準金利（3ヶ月物 SONIA^{*}）を選好するのか明らかでない。

したがって、移行後にヘッジ対象とヘッジ手段が異なるレートを参照する、たとえばヘッジ対象は引き続きIBORを参照し、ヘッジ手段がRFRに移行する、またはヘッジ対象とヘッジ手段が、3ヶ月物ターム参照金利や翌日複利などの異なるRFRに移行する場合には、非有効性の要因が生じることになる。

非有効性に関する別の潜在的な懸念は、すべてのRFRが同じ基準で決定されないと想定されることである。たとえば、米国金利が有担保型で英国金利がそうではない場合が挙げられる。この場合、IBOR改革は、外国為替の基準の変更につながる可能性がある。当該差異につき、IFRS第9号はヘッジ・コストとして処理することを容認しているが、複雑性が増し、継続的な非有効性が結果として生じる可能性がある。

^{*} Sterling Overnight Index Average (ポンド翌日物平均金利)



その他の会計処理上の課題

1. 評価(公正価値)

IBORの相場が2021年以降も維持され既存の金融商品の価格決定に使用されるにも関わらず、活発な市場で公表されなくなる場合には、関連商品はIFRS第13号「公正価値測定」に基づきレベル3に分類され、レベル3として開示される恐れがある。また、IBORの流動性が低下し、評価の目的上、その信頼性が薄れる可能性もある。2021年以前であっても、IBORのフォワード・カーブが金融商品の期間にわたり構築されなくなると、デリバティブの評価が困難になる。また、規制上の価値調整(PVA)(EU規制 No575/2013 第105条)に影響を及ぼすことになり、規制資本にも副次的な影響が生じる。

金融商品の価値評価においてRFRの代用としてIBORカーブを企業が使用している場合、翌日物金利の採用に伴いプロセス変更や評価方法の変更が必ず必要になると考えられる。評価額の変更は、見積りの変更とみなされ、純損益に反映される可能性が高い。

例としては、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定される金融負債の公正価値に自己の信用リスクが及ぼす影響が、IBORとの比較で計算されている場合が挙げられる。IBORを翌日物金利に切り替えた場合、信用スプレッドがベンチマーク以上に拡大し、自己の信用スプレッドの変更の影響を再計算する必要が生じる。

別の潜在的な影響は、金融商品の評価よりはるかに広範に及ぶ。割引キャッシュ・フローによる評価を用いる会計基準を適用する場合(例:IAS第36号「資産の減損」)、仮に割引率がIBORに基づくものであるとすると、公正価値が変動し、移行時に純損益に影響が生じる可能性がある。

金融商品の価値評価においてRFRの代用としてIBORカーブを企業が使用している場合、翌日物金利の採用に伴いプロセス変更や評価方法の変更が必ず必要になると考えられる

2. 条件変更

新しい金利への移行時に、既存の現物金融商品及びデリバティブの条件が変更される場合の主要な会計上の論点は、条件の変更が十分に大幅なものであり、既存の金融商品の認識の中止及び新しい金融商品の認識につながるかどうかである。

IFRS第9号とIAS第39号の双方が、負債に関して、当初の実効金利を割引係数として適用し、キャッシュ・フローの現在価値が10%変動する場合、それは大幅な条件変更になると述べている。さらに、変動が10%を上回ることがない場合でも、金融商品の条件の定性的な変更に基づき、条件が大幅に変更されたと考えられる場合もある。なお、金融資産について同様のアプローチを適用する企業もある。

企業は、新しい基準金利への変更が金利計算の基礎の大幅な変更に該当する、もしくは(負債である、又は負債になり得る金融商品について)「10%テスト」を考慮した上で、負債の認識の中止に該当するかどうかを判定するため、判断行使する必要がある。しかし、基準金利の変更の性質に鑑みると、大半のケースでは認識の中止につながることはないと考えられる。

3. 分類(IFRS第9号のみ)

SPPI* 要件

四半期ごとに(又は定期的に)支払われる翌日物商品に係る金利が、日次の複利を用いて計算される可能性は非常に高い。これを実務上可能にするために、利息支払の対象となる四半期又は期間の開始日の5日前を日次複利計算の開始日とし、利息支払の対象となる当該期間の終了日の5日前を日次複利計算の終了日とする可能性がある。日次の翌日物複利を支払う資産について、利息支払の対象となる期間と金利計算期間が一致せず、金利は貨幣の時間価値及び信用リスクを貸手に補填するものではないと評価されるリスクがある。その場合、当該現物金融商品は償却原価計上の要件を満たさないことになる。

ただ、このリスクは比較的小さい。というのもIFRS第9号は、多くの場合でその影響が重大とならない場合には、いわゆる貨幣の修正時間価値とし、償却原価測定の要件を依然として満たすと説明しているからである。

四半期ごとに(定期的に)支払われる翌日物商品に係る金利が、日次の複利を用いて計算される可能性は非常に高い。

* Solely Payments of Principal and Interest(契約上のキャッシュ・フローの特性テスト)

事業モデル要件(IFRS第9号のみ)

新しい金利への移行までに、移行時点で認識の中止を見込む変動金利金融資産を企業が取得する場合、キャッシュ・フローを回収するために資産を保有すると主張することが困難になるリスクもある。その場合は、純損益を通じて公正価値で測定する必要がある（ただし、変動金利商品に生じる利得及び損失はわずかであると考えられる）。

IFRS第9号BC4.145項は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの適用可能性を判断する場合に、企業が売却の理由について考慮することを求められる事例に言及している。

当該事例では、特定の種類の金融資産の規制上の取扱いの変更により、企業が特定期間においてそのポートフォリオのリバランスを行わなければならない場合が挙げられている。その性質に鑑みると、売却活動が独立した（すなわち一回限りの）事象である場合には、企業の事業モデルの全体的な評価が変わる可能性は少ないと考えられる。また、資産の認識が中止される場合には、資産が失効し新しい資産に入れ替わったとみなされる。したがって、資産は修正満期日まで保有されたと主張することは可能である。

企業は現段階で何をすべきか？

IFRS適用企業は多くの事項を検討する必要がある。IBOR移行プログラムの一環として、まず指定ベンチマークの変更により影響が生じる長期日付のヘッジ会計取引を識別する必要がある。また、専門的な会計処理上の留意点及びヘッジ会計関係への潜在的な影響を判断するために、影響度評価を実施しなければならない。

移行期間(又はさらなる明確性が確保されるまでの間)に発行される新規の金融商品については、企業は、当該金融商品に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の中止を回避するために、ヘッジ文書に「代替基準金利」という文言が含まれるよう、表現の変更を検討しなければならない。

また、企業は規制上の評価など規制資本への副次的な影響を含む、金融商品の公正価値、条件変更及び分類の判断に生じる企業全体に係る影響についても考えなければならない。

なお、本稿では取り上げていないが、プロセスや統制も過少評価してはならず、それらへの影響も検討しなければならない。

How we can help you

EYでは、以下のようなサービスの提供が可能です:

- ▶ 会計処理に関する指針及び助言の提供
- ▶ 社内研修の実施
- ▶ IBORからの移行に関する主要な論点に関する指針の提供
- ▶ 金融業界及び規制当局の動向に関する情報提供
- ▶ 移行プロジェクトの計画立案、組織化及びガバナンスを含む体制整備に関する助言
- ▶ 全般的な影響の評価
- ▶ 導入ロードマップの設計サポート

Contacts

財務・会計



河野 明史
シニアパートナー
Akashi.Kohno@jp.ey.com



喜多 和人
パートナー
Kazuto.Kita@jp.ey.com



井邊 悠太
アソシエイトパートナー
Yuta.Ibe@jp.ey.com

リスク



和合谷 輿志雄
パートナー
Yoshio.Wagoya@jp.ey.com



緒方 兼太郎
シニアマネージャー
Kentaro.Ogata@jp.ey.com

業務プロセス



荷月 秀明
パートナー
Hideaki.Kagetsu@jp.ey.com



正木 一裕
シニアマネージャー
Kazuhiro.Masaki@jp.ey.com

税務



須藤 一郎
パートナー
Ichiro.Suto@jp.ey.com



谷口 景介
シニアマネージャー
Keisuke.Taniguchi@jp.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED MMYY

本書は EYG No. 011530-18Gbl の翻訳版です。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。